

木造住宅等の四号建築物における

既存不適格建築物 増改築マニュアル

2010.11.08

(株)湘南建築センター **SBC**

適用範囲

このマニュアルは建築基準法第6条第1項第四号に規定する下記条件の木造住宅等建築物について適用します。

【対象とする建築物】

- 用途：一戸建て住宅など特殊建築物以外のもの
- 構造：木造（軸組工法、桝組壁工法など） ※混構造は除く
- 規模：2階建、延べ面積500㎡、高さ13m・軒高9m以下
(※構造計算の必要な建築物、木造大規模建築物は対象外)

■上記以外の特殊建築物等（法第6条第1項一号、第二号及び第三号）の取扱いについては当社までご相談下さい。また特定行政庁によっては50㎡超増築の場合に中間検査（特定工程）必要な場合がありますので、SBCでは確認申請時に「**建築士**」が「**工事監理者**」である場合に限り申請を受理させて頂いておりますのでご理解・ご協力お願い致します。



経緯と概要

■これまで既存不適格建築物の増築については・・・

平成17年6月1日国土交通省告示第566号により既存部分への構造関係規定の適用(金物設置・構造計算添付等)が求められていました。

これがネックとなって四号建築物の増改築も困難だった訳ですが

平成21年9月1日の見直しにより告示第566号の改正がなされ、

「既存不適格建築物の増築等に係る建築確認の申請手続きの円滑化について」という技術的助言も発表されました。

●これにより1/2以下増築においては構造関係規定の適用が緩和され、

平成12年5月31日以前に着工された既存不適格建築物の増改築が実務的・スムーズに行えるようになりました。

※平成12年6月1日以降に適法に着工した木造四号建築物は現行仕様規定に適合しますので(平成17年5月31日までに増築・完了検査受けたものを含む)最初から影響ありません。

告示改正の概要は次ページのとおりです。



告示改正の概要

平成21年 9月

既存不適格建築物の増築に係る基準の緩和について（告示改正等）

【赤字】改正箇所

		改正前		改正後																		
増築部分の既存部分に対する床面積 ≤ 1 / 2	構造上 一体	<ul style="list-style-type: none"> 増築部分は仕様規定に適合 既存部分は耐久性等関係規定に適合 建築物全体について、以下の構造計算が必要 <table border="1"> <tr> <td>4号木造建築物</td> <td>左記以外の建築物</td> </tr> <tr> <td>構造計算が必要</td> <td>ほぼ通常の構造計算</td> </tr> </table>		4号木造建築物	左記以外の建築物	構造計算が必要	ほぼ通常の構造計算	<ul style="list-style-type: none"> 増築部分は仕様規定に適合 既存部分は耐久性等関係規定に適合 建築物全体について、以下の構造計算等が必要 <table border="1"> <tr> <td>4号木造建築物</td> <td>左記以外の建築物</td> </tr> <tr> <td>釣り合いよく耐力壁を配置すること等の基準^(※1)に適合すれば、構造計算は不要</td> <td>ほぼ通常の構造計算</td> </tr> </table> <p><small>※1 建築基準法施行令第42条(土台)、第43条(柱)及び第46条(耐力壁等)の基準(枠組壁工法又は本質プレハブ工法の場合は平成19年閣内政令第40号第一から第十までの規定)</small></p>		4号木造建築物	左記以外の建築物	釣り合いよく耐力壁を配置すること等の基準^(※1)に適合すれば、構造計算は不要	ほぼ通常の構造計算									
	4号木造建築物	左記以外の建築物																				
構造計算が必要	ほぼ通常の構造計算																					
4号木造建築物	左記以外の建築物																					
釣り合いよく耐力壁を配置すること等の基準^(※1)に適合すれば、構造計算は不要	ほぼ通常の構造計算																					
構造上 分離	<ul style="list-style-type: none"> 増築部分は仕様規定に適合 既存部分は耐久性等関係規定に適合 増築部分、既存部分について、それぞれ以下の構造計算等が必要 <table border="1"> <tr> <td></td> <td>4号木造建築物</td> <td>左記以外の建築物</td> </tr> <tr> <td>増築部分</td> <td>構造計算が必要</td> <td>ほぼ通常の構造計算</td> </tr> <tr> <td>既存部分</td> <td>耐震診断基準に適合</td> <td>耐震診断基準に適合</td> </tr> </table>			4号木造建築物	左記以外の建築物	増築部分	構造計算が必要	ほぼ通常の構造計算	既存部分	耐震診断基準に適合	耐震診断基準に適合	<ul style="list-style-type: none"> 増築部分は仕様規定に適合 既存部分は耐久性等関係規定に適合 増築部分、既存部分について、それぞれ以下の構造計算等が必要 <table border="1"> <tr> <td></td> <td>4号木造建築物</td> <td>左記以外の建築物</td> </tr> <tr> <td>増築部分</td> <td>構造計算不要</td> <td>ほぼ通常の構造計算</td> </tr> <tr> <td>既存部分</td> <td>①釣り合いよく耐力壁を配置すること等の基準^(※1)、②耐震診断基準、又は③新耐震基準^(※2)に適合すれば、構造計算は不要</td> <td>①耐震診断基準¹⁾、又は②新耐震基準^(※2)に適合</td> </tr> </table> <p><small>※2 耐震診断の方法として、新たに『新耐震基準』(昭和56年6月1日当時の耐震関係規定によって安全性を確かめること)を追加。これにより、昭和56年6月1日以降に適法に建築された建築物は原則として改修は不要。</small></p>			4号木造建築物	左記以外の建築物	増築部分	構造計算不要	ほぼ通常の構造計算	既存部分	①釣り合いよく耐力壁を配置すること等の基準^(※1)、②耐震診断基準、又は③新耐震基準^(※2)に適合すれば、構造計算は不要	①耐震診断基準¹⁾、又は②新耐震基準^(※2)に適合
	4号木造建築物	左記以外の建築物																				
増築部分	構造計算が必要	ほぼ通常の構造計算																				
既存部分	耐震診断基準に適合	耐震診断基準に適合																				
	4号木造建築物	左記以外の建築物																				
増築部分	構造計算不要	ほぼ通常の構造計算																				
既存部分	①釣り合いよく耐力壁を配置すること等の基準^(※1)、②耐震診断基準、又は③新耐震基準^(※2)に適合すれば、構造計算は不要	①耐震診断基準¹⁾、又は②新耐震基準^(※2)に適合																				

注) 改築の場合も増築と同様。

この改正告示内容をフロー表記にすると次ページのようになります。

構造耐力関係規定の緩和

■参考「木造住宅等の増改築における建築確認申請の手引き」

既存床面積の 1/2 を超える	既存床面積の 1/2 以下 (右欄以外) 【注意事項】 既存部分の床面積とは「基準時」における延べ面積です。基準時に降増改築工事があった場合はその部分と今回の増改築面積の合計が 1/2 以下でなければなりません。(右欄に同じ)										既存床面積の 1/20 以下且つ 50㎡以下
	構造上一体					構造上分離 (EXP・J等)					
	IA	IB	IC		IIA	IIB	IIC	IID	II E		
建築物全体を現行規定に適合(緩和なし)	建築物全体を構造耐力上安全であることを確かめたときのみならず場合	耐力壁を釣り合いよく配置する等の規定に適合することを確認により	構造計算によって構造耐力上安全であることを確認する場合	既存部分の基礎を補強し、それ以外の全部を現行規定に適合	既存部分	耐力壁を釣り合いよく配置する規定適合	耐震診断基準に適合(新耐震基準適合含む)	構造計算により構造耐力上の安全を確認	耐震診断基準に適合(新耐震基準適合を含む)	既存の基礎補強+それ以外は現行規定	既存部分の危険性を増大させずに増改築を行う場合(例:EV用シャフト等)
		増築部分	現行仕様規定に適合	現行仕様規定に適合		構造計算により安全確認	構造計算により安全確認	現行仕様規定に適合			



解説する範囲について

- 木造四号建築物の場合、平面的な増築ばかりではなく新たに2階部分を載せる場合やその両方を実施するケースが考えられます。
また実務上は構造部材を緊結して構造耐力上一体とする方が構造上も雨仕舞の関係等も含め好ましい例が多いと思われれます。
- そこで前ページ(財団法人日本住宅・木造技術センター編集の手引きに掲載されている内容と基本的に同一です)で「ケース I A」とされる既存1/2以下で構造上一体の場合について解説をさせていただきます。
- 既存建築物の建築年度や状況により、構造耐力規定以外にも緩和される条文や遡及適用される条文が異なりますので確認申請における取扱いはケースバイケースとなります。ご理解下さい。
- まず増築における用語の解説からスタートし、設計者様に実施して頂く具体的作業をご説明いたします。



用語の解説(1)

「既存不適格建築物」・・・[法第3条第2項・法第86条の7]

従前の基準法に適合していた既存建築物が基準法令の改正により改正後の規定に適合しなくなったもの

(注:従前の規定に違反していたものは該当しません!)

「増改築等」

ここでは「増築」または「改築」のことを言い、これらを同時に行う場合を含みます。(四号につき大規模の修繕、大規模の模様替は確認申請対象外)

「基準時」・・・ [令第137条]

既存建築物が建築基準法令の改正により改正後の規定に適合しなくなった時
点を

指します。【例】平成12年5月31日以前に着工した建築物において継手・仕口が

令第47条に適合しない場合の基準時は平成12年6月1日(改正法施行日)となります。



用語の解説(2)

「耐久性関係規定」… [令第36条第1項]

建築基準法施行令第36条から第37条まで、第38条第1項、第5項及び第6項、第39条第1項、第41条、第49条、第70条、第72条(第79条の4及び第80条において準用する場合を含む)、第74条から第76条まで(これらの規定を第79条の4及び第80条において準用する場合を含む)、第79条(第79条の4において準用する場合を含む)、第79条の3並びに第80条の2(国土交通大臣が定めた安全上必要な技術的基準のうちその指定する基準に係る部分に限る)

【注】この規定を満足しない場合は増築における構造緩和規定を受けられません

「新耐震基準」

昭和56年6月1日における建築基準法令若しくは条例の規定で構造耐力に係る部分(構造計算にあつては地震に係る部分に限る。)のこと。

「仕様規定」

建築基準法施行令第3章(第8節を除く)の規定及び法第40条の規定に基づく条例の構造耐力に関する制限を定めた規定。



ケース I Aで構造制限緩和を受けて増築できる条件

- (1) 「**既存不適格建築物**」であること（法第3条第2項）
 - 建築時の基準法令に違反している場合は対象外（法第3条第3項第一号）
（※法第12条5項報告等により違反是正措置が完了している場合を除く）
- (2) 「**耐久性関係規定**」を満たしていること
 - 令第36条第1項に掲げる構造部材等の規定に適合していること
- (3) **建築物全体の耐力壁**が釣り合いよく配置されること
 - 令第42条・第43条並びに第46条の規定に適合させること
- (4) **増改築部分は現行の「仕様規定」**に適合させること
 - 令第3章（第8節を除く）の規定及び法第40条の規定に基づく条例の構造耐力関係規定に適合させること

※**新耐震基準以前に建築された建物**でも（現時点で新耐震基準の壁量を満たしていない場合でも）増築工事と同時に壁量追加など実施して**(3)を満たす場合は適法に増築が可能**です。



設計者様の作業フロー(1)

■平成12年5月31日以前に確認・着工の「ルート I A」の場合を例示します■

①【既存建物の建築時期を示す書類の調査】

●建築確認済証(通知書)・検査済証・建築確認台帳証明
または登記事項証明書

※昭和56年6月1日以降の確認・着工か？



新耐震基準を満たしている場合は原則的に既存部分の構造的改修等は必要ありません。

▼平成12年6月1日以降の建築確認・着工であれば構造関係は現行仕様
規定に適合と見なせるので構造上は既存不適格建築物ではありません。
(→構造緩和及び既存不適格調書は不要)



設計者様の作業フロー(2)

■平成12年5月31日以前に確認・着工の「ルート I A」の場合を例示します■

②【既存建物の現況調査】

- 既存建築物の配置図及び平面図、その他必要な図面を入手または作成
(→ 集団規定適合及び軸組・壁量・金物位置などの状態を確認)
- 構造部材の耐久性及び防腐措置等の状態をチェック
(→ 土台・柱・梁・筋交い・構造用合板などの状態を確認)
- 地盤及び基礎の種別・状態をチェック
- 屋根ふき材等の緊結方法(状態)をチェック
- その他、設計者様が必要と判断する事項
(構造関係規定以外の防火関係規定、内装制限、シック換気、住宅用火報
その他既存部分に遡及適用される事項など)



設計者様の作業フロー(3)

③【設計作業】

- 構造・規模が適用範囲に該当する内容で設計をお願いします。
- 既存建物の耐久性関係規定判断は、調査者及び設計者の責任範疇です。
- 軸組構法の場合、壁量及び壁バランス(告示四分割法)の確認
(※枠組壁工法または木質プレハブ工法の場合はH13告示第1540号
第一から第十までの規定に適合することが必要です。)
- 構造以外の遡及適用条文については設計図書に適合の明示を願います。

▲ 令第137条の2(構造耐力)から第137条の11(準防火地域)の規定により緩和される以外の下記規定等は原則的に既存部分にも遡及適用されます。
例:防火設備(法第64条)、シック換気(法第28条の2・令第20条の8)、階段手摺(令第25条)、(※住宅用火報は消防法及び市町村火災予防条例により神奈川県内は平成23年に既存部分にも設置義務化です)



設計者様の作業フロー(4)

④【既存不適格調書及びその他確認申請図書の作成】

●「既存不適格調書」・「既存建物の建築時期を示す書類」

※既存不適格調書は施行規則第1条の3による添付必須図書です。

SBCでは書式例をご用意しておりますのでご利用下さい。

(平成21年技術的助言「国住指第2153号」の所要事項が記載してあれば
行政庁または任意の書式でもOKです。)

●「壁量および壁バランス計算書」

施行令第46条及び平成12年告示第1352号に基づく建物全体の計算書
(※計算書式は任意で結構です)

●「緩和条件適合チェックシート」

※既存建物の耐久性関係規定の適合と構造耐力関係規定の緩和適用が簡便に
チェックできるシートをご用意しておりますのでご利用下さい。

●「増築部分仕様規定適合チェックシート」

※増改築部分が現行の構造耐力(仕様)規定へ適合しているか簡便に
チェックできるシートをご用意しておりますのでご利用下さい。

(※以上の2点は任意でご利用下さい。または設計図書記載でもOKです。)



設計者様の作業フロー(5)

■ SBC適合チェックシート利用されない場合

建築士が既存建物調査の結果、増築に支障ないと判断した場合はチェックシート添付に代えて設計図書に以下の旨を明確に記載お願いします。

《既存部分は構造部材の耐久性、防腐措置、基礎、屋根ふき材、木材の品質等の耐久性等関係規定に適合しており、既存部分と増築部分を一体として壁量及び壁配置バランス計算により構造耐力上必要な軸組みが満たされていることを確認した。また増築部分は現行仕様規定に適合していることを確認した。》

■ 平成12年6月1日以降の確認・検査済証の無い場合について

増築にあたり既存部分が耐久性関係規定に適合していることが条件ですので完了検査申請時(特定工程該当する場合は中間検査申請時)に別紙専用シートと**既存部分写真**を提出して頂けますようお願い申し上げます。



既存不適格調書(SBC四号用)

既存不適格調書【1】(現況調査書)

■SBC 四号増築(既存 1/2 以下)用・平成 21 年 9 月 1 日国住指第 2153 号技術的助言関係

【注】本調書の記載事項、判断については担当建築士の責任において記載願います。

区分	内容			
①建築主	住所	㊞		
	氏名			
②調査書作成者	住所	㊞		
	氏名			
	() 建築士	登録番号 () 第	号	
	建築士事務所名			
	() 建築士事務所	() 知事	第 号	
③既存不適格となっている規定及びその建築物の部分	規定	緩和対象条文	緩和条件条文	緩和該当部分
	構造耐力 ■該当	法第 20 条	令第 137 条の 2 一 号 イ (構造上一体)	耐久性関係規定に適合し国土交通大臣の定める基準に適合する構造方法
	容積率 □該当	法第 52 条 (自動車車庫等：1/5 以下)	令第 137 条の 8	
	防火地域 □該当	法第 61 条 (防火構造・50㎡・2 階以下)	令第 137 条の 10	
	準防火 □該当	法第 62 条 (防火構造・50㎡・2 階以下)	令第 137 条の 11	
④既存不適格となっている建築物の部分ごとの基準時 (該当項目ごとに記載下さい)	該当部分	該当	基準時	備考
	基礎(令第 38 条第 3 項)	□	H12・6・1	基礎形状
	筋交い(令第 45 条第 2 項)	□	H12・6・1	圧縮材
	軸組(令第 46 条第 2 項)	□	S 62・11.16	第 1 項適用外
	継手・仕口(令第 47 条・H12 告示第 1460 号)	■	H12・6・1	金物規定
		□		
		□		
		□		
⑤申請前に行われた増改築等(既往工事)の履歴 □有 ・ □無	工事種別	工事時期	工事等の概要	

2009.10.28 S B C

既存不適格調書【2】別紙

区分	内容(該当項目はボックスチェック■)			
(2) 既存建築物 現況図面 (※印必須)	■ ※配置図	■ ※1 階平面図	□ ※2 階平面図	□ 立面図
	□ 断面図	□ 矩計図	□ 構造伏図	□ 軸組図
	□ 仕上表	□ 計算書	□ その他 ()	
	【注】既往工事のある場合はその部分が示されていること			
(3) 既存建築物の新築又は増築の時期を示す書類 (写添付必須)	□ 確認済証・通知書	確認年月日	年 月 日	交付機関
		確認番号		
	□ 検査済証	検査年月日	年 月 日	交付機関
		検査済番号		
	□ 建築確認台帳記載事項証明	確認年月日	年 月 日	交付機関
		確認番号		
	検査年月日	年 月 日	交付機関	
	検査済番号			
□ 登記事項証明書	年 月 日		新築・増築	法務局
□ その他、建築確認後の工事実施を特定できる書類(写真など)	()			
(4) 基準時以前の建築基準関係規定への適合 (任意記入)	関係規定	該当条文・技術基準	概要	
	□ 消防法			
	□ 水道法			
	□ 下水道法			
	□ 浄化槽			
備考欄 ※自由記載				

2009.10.28 S B C



適合チェックシート(SBC四号用)

緩和条件適合チェックシート

■作成者：() 建築士 () 登録 第 号・氏名 ㊞

(1) 既存部分について耐久性関係規定に適合していることを示す図書			
区分	関係条文	具体的な状況	参照図書等
① 構造部材の耐久並びに外壁内部等の防腐措置等について	令第37条 (構造部材の耐久性)	<input type="checkbox"/> 構造耐力上主要な部分(土台・柱・筋交い・梁・火打・小屋組など)の腐食・腐朽が無いことを確認済み。	<input type="checkbox"/> 現地目視確認
	令第49条 (外壁内部等の防腐措置等)	<input type="checkbox"/> 外壁下地(防水紙など)の状態確認済み。 <input type="checkbox"/> 地盤面1m以内の防腐・防蟻措置確認済み。	<input type="checkbox"/> 現地目視確認
② 基礎の種別	令第38条 (基礎) 第1項	<input type="checkbox"/> 基礎は構造耐力上安全である事を確認済み	<input type="checkbox"/> 現地目視確認 <input type="checkbox"/> 矩形図 <input type="checkbox"/> 基礎断面図等
	第5項	<input type="checkbox"/> 基礎杭は構造耐力上安全な事を確認済み	<input type="checkbox"/> 杭関係図面
	第6項	<input type="checkbox"/> 木杭は常水面下にあることを確認済み	<input type="checkbox"/> 杭関係図面
③ 屋根ふき材等の緊結方法	令第39条 第1項	<input type="checkbox"/> 屋根材、外装材の取付けは安全上支障ないことを確認済み	<input type="checkbox"/> 現地目視確認 <input type="checkbox"/> ()
④ 木材の品質	令第41条	<input type="checkbox"/> 木材品質(節・腐れ・耐力上の欠点)ないことを確認済み	<input type="checkbox"/> 現地目視確認 <input type="checkbox"/> 使用材料表等
(2) 建築物全体が耐力壁を釣り合いよく配置する等の基準に適合していることを示す図書 (※枠組壁工法または木質パネル工法の場合はH13告示第1540号第一から第十までの規定)			
区分	関係条文	具体的な状況	参照図書等
① 土台及び基礎	令第42条	<input type="checkbox"/> 土台：材種() 寸法(×)	<input type="checkbox"/> 現地目視確認 <input type="checkbox"/> 土台伏図等
		<input type="checkbox"/> 基礎と土台はアンカー等により緊結済み	<input type="checkbox"/> ()
② 柱の小径	令第43条	<input type="checkbox"/> 柱小径(×)	<input type="checkbox"/> 現地目視確認
		<input type="checkbox"/> 横架材間距離の規定に適合	<input type="checkbox"/> 短計・断面図等
③ 構造耐力上必要な軸組等	令第46条 H12告示 第1352号 四分割法	<input type="checkbox"/> 床組・小屋梁の隅角部に火打等あり	<input type="checkbox"/> 現地目視確認
		<input type="checkbox"/> 床面積・見付面積による筋交い・壁量検討済	<input type="checkbox"/> 各階平面図
		<input type="checkbox"/> 告示による壁バランス(四分割法)検討済み	<input type="checkbox"/> 構造伏図等
参考図書		<input type="checkbox"/> () <input type="checkbox"/> 壁量バランス計算	
(財)日本住宅・木造技術センター編 「木造軸組構法住宅の構造計画の基礎と演習」 ケース「IA」参照			

2009.10.28 SBC

増築部分・構造仕様規定適合チェックシート

■作成者：() 建築士 () 登録 第 号・氏名 ㊞

(3) 増築部分について現行の仕様規定に適合していること			
区分	関係条文	該当	具体的なチェック事項等(■チェック)
① 構造部材耐久、外壁内部防腐措置	令第37条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 耐久性ある構造部材を使用
	令第49条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 防水シート等施工、 <input type="checkbox"/> 防腐防蟻措置
② 基礎の構造	令第38条 第1項・第2項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 異種基礎併用なし・ <input type="checkbox"/> 基礎くい <input type="checkbox"/> ベタ基礎 ・ <input type="checkbox"/> 布基礎 ・ <input type="checkbox"/> 独立基礎
	第3項 H12建告1347	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 告示に適合する基礎構造方法
	第4項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 構造計算による検討済み
	5項・6項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 杭耐力OK、 <input type="checkbox"/> 木杭は常水面下
③ 屋根ふき材緊結	令第39条第1項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 屋根・外装材等は告示に適合する取付け方法による
	同条第2項 S46建告109	<input type="checkbox"/>	
④ 使用木材の品質	令第41条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 構造耐力上主要な部分の木材は耐力上の欠点の無いものを使用
⑤ 土台及び基礎	令第42条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 土台：設置します <input type="checkbox"/> 基礎緊結(アンカー等)施工
⑥ 柱の小径	令第43条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 柱小径(×) <input type="checkbox"/> 横架材間距離の規定に適合
⑦ はり等の横架材	令第44条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 梁・桁など横架材中央下側に欠き込みせず
⑧ 筋かい	令第45条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 筋交い寸法・補強：確認済み <input type="checkbox"/> 筋交い仕口：金物にて緊結
⑨ 構造耐力上必要な軸組	令第46条 第1・3・4項 H12告第1352号	■	※別紙「構造規定緩和条件適合チェックシート」の(2)③による確認済み
⑩ 構造耐力上主要な継手・仕口	令第47条 第1項・第2項 H12告第1460号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 継手・仕口は告示の金物緊結 <input type="checkbox"/> N値法による金物検討 <input type="checkbox"/> 添え木等による補強

2009.10.28 SBC



既存部分写真提出シート(SBC四号用)

四号建築物 1/2 以下増築・既存部分写真提出シート

※既存部分が平成 12 年 6 月 1 日以降の検査済証のない増築工事（既存の 1/2 以下）について法第 86 条の 7 及び令第 137 条の 2 の規定により法第 20 条（構造耐力）の緩和を受ける場合は「耐久性関係規定」を満たすことが条件ですので、完了検査申請時に下記の確認方法チェック欄記入と写真を提出願います。

（注 1）提出写真のうち★は必須です。☆は撮影可能だった場合は提出。

（注 2）撮影箇所は各部分で異なる位置を 2 箇所づつ以上として下さい。

※既存部分が「耐久性関係規定」に適合していることを確認した事項				
区分	関係条文	具体的な状況	確認方法チェック欄・提出写真	
① 構造部材の耐久並びに外壁内部分等の防腐措置等について	令第 37 条 (構造部材の耐久性)	○構造耐力上主要な部分 (土台・柱・筋交い・梁・火打・小屋組など)の腐食・腐朽が無いことを確認済み。	<input type="checkbox"/> 現地目視確認 ★写真 <input type="checkbox"/> 小屋裏(柱・梁・火打・小屋組) <input type="checkbox"/> 床下(基礎・土台・火打・柱)	
		令第 49 条 (外壁内部等の防腐措置等)	○外壁下地(防水紙など)の状態を確認済み。 ○地盤面 1m 以内の防腐・防蟻措置を確認済み。	<input type="checkbox"/> 設計図書()により確認 <input type="checkbox"/> 現地目視確認 ☆写真 <input type="checkbox"/> 外壁または内壁を剥がした状態
② 基礎の種類	令第 38 条 (基礎) 第 1 項	○基礎は構造耐力上安全であることを確認済み	<input type="checkbox"/> 現地目視確認 ・ <input type="checkbox"/> 矩形図 <input type="checkbox"/> 基礎伏図または基礎断面図等 <input type="checkbox"/> 非破壊検査(データ:有・無) ★写真 <input type="checkbox"/> 基礎(外観・フーチング・配筋) ※配筋は撮影可能だった場合のみ	
		第 5 項	○基礎杭は構造耐力上安全な事を確認済み	<input type="checkbox"/> 該当なし <input type="checkbox"/> 杭関係図面
		第 6 項	○木杭は常水面下にあることを確認済み	<input type="checkbox"/> 該当なし <input type="checkbox"/> 杭関係図面
③ 屋根ふき材等の緊結方法	令第 39 条 第 1 項	○屋根材、外装材の取付けは安全上支障ないことを確認済み	<input type="checkbox"/> 現地目視確認 ★写真 <input type="checkbox"/> 屋根(外観・屋根面の状況)	
④ 木材の品質	令第 41 条	○木材品質(節・腐れ・耐力上)の欠点ないことを確認済み	<input type="checkbox"/> 現地目視確認 <input type="checkbox"/> 使用材料表等	

監理者等記入欄(上記以外で既存部分について特記事項ある場合に記入して下さい。)



参考資料情報

増改築における参考資料としては下記サイトからダウンロード可能です。

■関係資料ダウンロード先

1、国土交通省

「既存不適格建築物の増築等について」

http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk_000028.html

2、新建築士制度普及協会

「ダウンロード」 2・講習会テキスト(1)講習会マニュアル

<http://www.icas.or.jp/download/text.html>

3、(財)日本住宅・木材技術センター

お知らせ「木造住宅等の増改築における建築確認申請の手引き 改訂版」

<http://www.howtec.or.jp/>

(2、のマニュアル(小規模建築物用)に掲載されている解説と同じ資料です。)

